「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	補助金の手続

局名	医薬・生活衛生局生活衛生・食
	品安全部

I 生活衛生関係営業対策事業補助金の申請

|1 手続の概要及び電子化の状況|

- (1) 生活衛生関係営業対策事業補助金の申請
 - ① 手続の概要

国は、都道府県が、都道府県指導センターの行う事業に要する費用について補助する場合には、 当該都道府県に対し、経費の一部を補助することができる。

国は、全国指導センターに対し、事業に要する経費の一部を補助することができる。

国及び地方公共団体は、組合、小組合及び連合会に対し、必要な助成その他の援助を行うよう 努めなければならない。

② 電子化の状況 電子化は行われていない。

|2 || 削減方策(コスト削減の取組内容及びスケジュール) |

- (1) 生活衛生関係営業対策事業補助金の申請
 - ・事業者の申請書記載に対する支援

作業時間20%削減

・申請書の補正手続きの合理化

申請書を含めた全ての様式について詳細な記載例を作成し、事業者が記載すべき情報を必要最低限のものに抑える。

申請書は、押印されたものである必要があるため、紙媒体で申請を行う必要があり、申請書に修正が生じた場合には、現在、郵送による再提出等により対応している。厚生労働省が事業者にヒアリングを行った結果、申請書の修正について、事業者の負担感が大きいとの意見があったことから、再提出をさせる代わりに、申請書の写し(コピー)での補正(該当箇所のみを写しにおいて訂正の上、申請時と同一の印鑑を押印させる。)や電子メールでの送付による補正などを新たに認めることにより、大幅なコスト削減を図る。

※ 地方公共団体を通じて間接補助している場合についても同様の取扱いを認めるよう、各都道 府県に働きかける。地方公共団体では必要に応じて内規の改正等の対応が必要となることから、 実施に当たっては、地方公共団体の理解・協力が必要となる。

(以上)